

中部運輸局自動車交通部

令和6年3月27日 14時00分発表

連絡先：

中部運輸局 自動車交通部

自動車監査官 久世、河合

TEL 052-952-8082

中部運輸局 岐阜運輸支局

輸送・監査担当 山田、黒田、島田

TEL 058-279-3714

乗合バス事業者を車両使用停止処分

中部運輸局は、下記事業者に対し車両使用停止処分を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所並びに営業所名

事業者名：平和コーポレーション 株式会社

住所：岐阜県瑞浪市和合町2丁目216番地の2

営業所：明智営業所（岐阜県恵那市明智町445-2）

2. 行政処分等の概要

処分日：令和6年3月27日

処分内容：①事業用自動車の車両使用停止

10日車（1両×10日間）

②文書警告

③文書勧告

3. 監査端緒

当該事業者から、恵那市自主運行バスの福原線において、令和5年4月から令和5年9月の間、規定の運行経路を逸脱し、平山バス停を経由しない運行をしていたとの報告を受け、当該事業者の明智営業所に対し監査を実施したものの。

4. 監査結果（法令違反内容及び違反条項）

監査の結果、以下の法令違反を確認。

①業務の記録の記録事項が不適切であった。

（道路運送法第27条第3項）

（旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項）

②主として運行する路線・営業区域の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について、運転者に対する指導監督が不適切であった。

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)

- ③事業用自動車内に物品の持込制限に関する事項及び禁止行為に関する事項を表示していなかった。

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第42条第2項)

- ④事業用自動車内に停車する停留所の名称を表示していなかった

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第42条第4項)

- ⑤業務の適確な実行及び運行管理規程の遵守について、運行管理者に対する指導監督が不適切であった。

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の3)

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分により付された違反点数	1点
当該事業者の累積違反点数	1点